

令和3年 第5回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 令和3年4月22日(木)
13時30分から14時30分まで
- 2 開催場所 別海町役場3階301会議室
- 3 出席者 (5名)

教育長	登 藤 和 哉
教育委員	大 塚 保 男
教育委員	木 村 江 里
教育委員	粥 川 一 芳
教育委員	鈴 木 桃 子
- 4 出席職員 (19名)

教育部長	山 田 一 志
教育委員会部次長	石 川 誠
指導主幹	相 澤 要
指導主幹	稲 村 和 典
指導参事	吉光寺 勝 己
学務課長	宮 本 栄 一
学務課主査	佐 藤 亮
学務課主査	大 山 晋 作
学校教育課長	池 田 卓 也
学校教育課主幹	堀 込 美 穂
学校教育課主査	高 津 寛 人
生涯学習課主幹	戸 田 博 史
生涯学習課主査	恒 川 敦 史
生涯学習課主査	上 杉 大 洋
中央公民館長	新 堀 光 行
中央公民館副館長	小 村 茂
中央公民館主査	今 野 学
西公民館副館長	木戸口 誠
図書館長	堺 啓

5 議事日程	議案第 1 号	北海道別海高等学校生徒派遣費補助金交付規則の制定について
	議案第 2 号	別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第 3 号	北海道別海高等学校生徒派遣費補助金交付規程の制定について
	議案第 4 号	別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部を改正する訓令の制定について
	議案第 5 号	別海町奨学資金貸付者の選定について
	議案第 6 号	別海町社会教育委員兼ねて別海町公民館運営審議会委員の委嘱について
	議案第 7 号	別海町文化財保護審議会委員の委嘱について
	議案第 8 号	別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について
	議案第 9 号	別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について
	議案第 10 号	別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱について
	議案第 11 号	別海町図書館協議会委員の委嘱について
	報告第 1 号	別海町奨学資金貸付に係る現況報告について

－【開 会】－

教育長
(登藤和哉君)

ただいまから令和 3 年第 5 回の別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は 5 名でございます。別海町教育委員会会議規則第 5 条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

教育委員会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用の中、お集まりいただき感謝申し上げます。

新年度が始まり、早いもので三週間が経過しました。その間、4 月 6 日には各小中学校で入学式が、4 月 8 日には町立幼稚園の入園式が行われました。入学した新入生の元気な姿を見ると、やはり穏やかな気持ちになるというか、心和む情景に感銘したところであります。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症により様々な行事が中止となり、また、ちょうど一年前には一斉休校も経験し、教育現場は大混乱となりました。これから活動的な季節を迎える北海道にとって、各行事は子どもたちが成長するため必要不可欠なものであります。

しかし、行事を実施するには、子どもの健康と安全を守るため、万全の注意を払う必要があります。そのため、過去の踏襲ではなくあらゆる観点から内容の見直しを検討しなければならないと思っています。

これから、運動会等の学校行事や、すくすく学級等の公民館事業など、多くの町民が参加する事業が目白押しです。一部については開催方法を変更したものもありますが、どうか、これらの事業が無事に実施されてほしいと祈っているところであります。

本日の会議は令和3年の第5回目の会議でございます。議題は少し多いですが、どうぞよろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

それでは、日程第2前回会議録の承認に入ります。

令和3年第4回の会議録について、事前に皆様方に事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いいたします。何かありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

なければ、承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、第4回の会議録については、承認することといたします。

－【報 告】－

続いて、日程第3報告に入ります。

3月17日に開催いたしました、第4回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について事務局、報告をお願いします。

それでは、3月17日開催の第4回教育員会議以降の事業等について報告申し上げます。

3月19日に、別海印刷株式会社から、べっかいりょうしくんノートの寄贈があり教育長が対応しております。

同日に13時から校長教頭合同会議を開催し、教育長、町長、教育委員、関係職員が出席しております。

3月22日、別海町東公民館で東部地区の別海町寿大学修了式が行われ、教育長が出席しております。

3月23日、北海道教育実践表彰授与式が野付中学校で行われ、教育長が立ち会っています。

被表彰者につきましては、野付中学校、同校の大橋教諭が表彰を受けています。

同日13時から第3回社会教育委員の会議を開催し、教育長及び関係職員が出席しています。

教育長
（登藤和哉君）
教育長
（登藤和哉君）

教育部長
（山田一志君）

3月24日、別海町西公民館で西春別駅前地区の別海町寿大学修了式が行われ教育長が出席しております。

3月25日、別海町商工会女性部から、愛の鈴の物品寄附採納があり教育長が受納しています。

同日、別海町図書館で第2回別海町図書館協議会を開催し、教育長及び関係職員が出席しています。

3月26日、別海町上春別地域センターで上春別地区の寿大学修了式が行われ教育長が出席しております。

同日、第1回文化財保護審議会を開催し、教育長及び関係職員が出席しています。

同日19時より別海町中央公民館で郷里里砂選手別海町後援会総会が開催され、教育長及び関係職員が事務局として出席しています。引き続き、別海町スポーツ選手後援会設立総会が開催されています。

3月29日第3回別海町議会臨時会が開催され、教育長及び関係職員が出席しています。

同日15時より第5回町立幼稚園長会議を開催し、教育長及び関係職員が出席しています。

3月30日、第一工業(株)釧路支店から新1年生に対しまして物品寄附採納があり、教育長が受納しています。

3月31日、退職教職員、教育委員会出向発令、退職教育委員会職員に対して教育長から辞令交付を行いました。

4月1日、会計年度任用職員、出向発令、町長部局職員、教育委員会職員に対して教育長から辞令交付を行いました。

同日、教育長から年度初めに当たり職員への訓示がありました。

4月2日、令和3年度の庁議が開催され、教育長及び教育部長が出席しています。

同日、庁議終了後、第15回新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議が開催され、教育長及び教育部長が出席しています。

4月5日、校長、教頭、新採用教職員に対して教育長から辞令交付を行いました。

同日、定例校長会議を開催し教育長及び関係職員が出席しています。

4月6日全町立小中学校で入学式が、午前小学校、午後中学校で行われ、コロナ対策を行い規模縮小し実施しました。

4月8日、全町立認定こども園幼稚園入園式が行われました。入園式に関しましても、コロナ対策を行い規模縮小して実施しております。

同日、北海道別海高等学校で入学式が行われました。

4月9日、根室管内市町教育委員会教育長会議が Zoom により開催

教育長
(登藤和哉君)

生涯学習課主査
(恒川敦史君)

され、教育長室から教育長が出席しています。

同日、校長教頭合同会議を開催し、教育長及び関係職員が出席しています。

同日 14 時 30 分から令和 3 年度根室管内教育推進の重点等説明会 YouTube 視聴が同会場で開催され、町内全ての校長、教頭、教育委員及び関係職員が参加しています。

4 月 21 日、第 1 回高等学校配置計画地域別検討協議会が Zoom により開催され、教育長室から教育長及び教育部長が出席しています。

本日、第 5 回教育委員会議の開催となっています。

以上で、報告を終わります。

－【議 事】－

それでは次に、日程第 4 の議事に入ります。

はじめに、議案第 1 号北海道別海高等学校生徒派遣費補助金交付規則の制定についてから、議案第 4 号別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部を改正する訓令の制定についてまでの 4 件は関連がありますので一括議題といたします。内容について事務局から説明をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号から第 4 号までは関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書につきましては、1 ページから 18 ページまでとなっております。

今回の議案第 1 号から議案第 4 号までの制定及び一部改正につきましては、大きく分けて 2 つ理由がございます。

まず、一つ目ですが、現在、別海高等学校生徒への派遣費の補助につきましては、これまで議案第 2 号と議案第 4 号の別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則及び規程に基づき補助を行っていましたが、本来別海高校への支援については、教育委員会全体で取り組んでいる学校支援事業の一つでもあることから、今回、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則及び規程から別海高校に関連する部分を切り離し、学校支援事業に沿った目的のもと、この度、別海高等学校在学学生に限定した派遣費の規則及び規程を新たに制定するためです。

次に、二つ目ですが、補助制度の内容を現在の実情にあわせて若干の変更をしようとするためです。

それでは、議案の朗読は省略させていただき、議案資料により説明させていただきますが、今回新たに制定する議案第 1 号の規則と議案第 3 号の規程の制定につきましては、それぞれ議案第 2 号の改正後の

規則と議案第４号の改正後の規程を基に作成していることから、説明の順番については、まずは、基になっている議案第２号の規則の一部改正、次に議案第４号の規程の一部改正、そして、新たに制定する議案第１号の規則、そしてこちらも新たに制定する議案第３号の規程の制定の順に説明させていただきます。

それでは、議案資料１１ページをお開き願います。

別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則の一部を改正する規則について新旧対照表にて説明させていただきます。

右側が改正前、左側が改正後となっております。

まず、第２条補助対象者等ですが、別海高等学校在學生に限定した派遣費補助規則を今回、新たに制定することから、別海高等学校在學生の文言を削除しています。

また、同じく第２条ですが、本町の少年団員数の減少により、町外少年団に所属する児童が増えてきている中で、現在の定めでは、その町外の少年団に所属する児童が全道大会等に出場した場合、補助対象にすることができないため、今回、町の代表としての文言を削除し補助対象とできるようにいたしました。

次に、第３条、第４条、そして１２ページの第９条、そして１３ページの第３号様式ですが、こちらにつきましては、今回の一部改正に併せて、文言等を整理したものであり、補助制度の中身を変更したものではありません。

次に、議案資料１８ページをお開き願います。

別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部を改正する訓令について新旧対照表にて説明させていただきます。

まず、第２条補助の範囲ですが、別海高等学校在學生への派遣費補助規程を新たに制定することから、別海高等学校に関連する文言を削除しています。

また、先ほども説明しましたが、町外少年団に所属する児童が全道大会等に出場した場合に補助対象にできるよう、町の代表としての文言を削除しております。

次に、１８ページの一番下段の第２条第２項第１号ですが、これまで、当該補助金を申請する申請者が、当該補助金以外の補助等を受けている場合は、補助対象外としていましたが、申請者の意思に関わらず当該補助金以外の補助や助成が、大会の主催者側等から支給される場合もあり、場合によっては、当該補助金の支給額の方が高いケースもあったことから、主催者が交付する補助金等の文言を加え、申請者にとって不利益にならないよう改めました。

次に、19ページ一番下段の第5条交通費の第5項ですが、申請者が包括旅行運賃、いわゆるパックを使用した場合、宿泊費と交通費の内訳が分からず、規程にもその場合の補助金の計算方法が明記されていなかったことから、今回の改正で区別できるように、新たに第5項を追加し、交通費の金額がわかるようにいたしました。

次に、20ページをお開きください。第6条宿泊費ですが、こちらも包括旅行運賃を使用した場合の宿泊費と交通費を区別できるよう、今回新たに第3項を追加し、宿泊費としての金額がわかるようにいたしました。

次に、第7条楽器運搬費ですが、楽器運搬費を1kmにつき150円以内を限度として補助しておりましたが、現在まで150円以内で補助したケースがないことから、今回、以内を削除いたしました。

次に、第8条補助金の額ですが、第2条で、申請者の意思に関わらず、補助や助成が主催者側から支給される場合も補助対象にしたため、この8条においては、2重補助にならないように、当該補助金から主催者が交付する補助金等を除いた額の文言を加え、適切に補助できるようにいたしました。

また、21ページから23ページまでの表につきましては、補助割合を載せていますが、今回、新たに別海高校生徒に限定した派遣費の規程を制定することから、別海高校に関連する記述を削除しております。

次に、議案資料1ページをお開き願います。

こちらは、議案第1号の北海道別海高等学校生徒派遣費補助金交付規則の制定についての説明になりますが、先ほども少し説明しましたが、基本的には、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則を基本としていることから、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則との対照表をもとに説明させていただきます。

右側が今回改正後の別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則で、左側が今回制定しようとする北海道別海高等学校生徒派遣費補助金交付規則となっております。

それでは、まず、第1条の目的ですが、本規則については、学校支援を目的としているため、北海道別海高等学校生徒に対し、各種大会の参加に係る費用の一部を補助することにより、保護者の教育費負担軽減、生徒の各種大会参加機会の確保、及び生徒の確保を図ることを目的とするとしております。

次に第2条の補助対象者ですが、別海高等学校生徒を対象にした補助ですので、対象者を北海道別海高等学校生徒としております。

次に、第3条から3ページの第12条までについては、すべて、今回一部改正する議案第2号の別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規則と同様となっております。

また、4ページから10ページまでの各様式ですが、別海町文化・スポーツ競技の文言がある様式をそれぞれ北海道別海高等学校生徒に変更しております

次に、議案資料14ページをお開き願います。

こちらは、議案第3号の北海道別海高等学校生徒派遣費補助金交付規程の制定についての説明になりますが、こちらにつきましても、対照表にて説明させていただきます。

まず、第1条目的ですが、議案第1号で、今回新たに北海道別海高等学校生徒派遣費補助金交付規則を制定することから、それに併せ文言を変更しております。

次に第2条ですが、まず、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金から北海道別海高等学校生徒派遣費補助金に補助金名を変更しております。

次に、同じく第2条ですが、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程では、根室管内以上の予選会等を経て選抜されの文言がありますが、高校生に特化した本規程では、その文言を削除し、予選会を経ないで行われる全道や全国大会についても補助対象とすることとしました。

次に、中段の第2条第1項第2号ですが、高校生に対する補助制度であることから、日本中学校体育連盟を削除し、高校に関連する連盟等を記載しております。

次に、15ページ上段の、第2条第2項ですが、別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程では、第3号で町外への通学者となっておりますが、本規程では別海高校生徒に限定しているため、第3号を削除しています。

次に、第3条ですが、同じ内容となっております。

次に、第4条ですが、こちらは高校生に関する文言を削除しております。

次に、第5条から16ページの第8条までは、同じ内容となっております。

次に、17ページの補助割合の表ですが、別海高校については、上位大会につながる管内予選会に参加する場合も補助対象とするため、上位大会のある地区予選会の項目を追加しております。

次に、17ページの第9条から第10条までは、同じ内容となっております。

	おります。
	以上で議案第1号から第4号までの説明を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	只今議案第1号から第4号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	それでは、質問がなければ、採決をさせていただきます。 議案第1号から第4号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	ありがとうございます。 異議がないようですので、議案第1号から第4号については原案のとおり決定することといたします。
	次に、議案第5号別海町奨学資金貸付者の選定について、事務局から説明をお願いいたします。
学校教育課 (高津寛人君)	それでは、議案第5号別海町奨学資金貸付者の選定について内容を説明いたします。 議案書の19ページをお開き願います。 令和3年度の奨学資金の貸付を希望される方については、別海町奨学資金貸付条例第3条及び第4条の規定に基づき、本年4月10日までに貸付申請書を教育委員会へ提出いただき、奨学生は毎年度、申請のあった者の中から選定の上、新規貸付者の決定を行うこととなっています。 議案書の20ページをご覧ください。 令和3年度の奨学資金貸付申請の状況になります。 本年度については、表の一番左の番号、1番から3番まで、3名の方より貸付申請書の提出をいただいています。 この3名の方については、本条例第2条の規定に基づいた貸付資格、要件を満たしていましたので、3名全員の申請書について受理しています。 申請者の在学内訳ですが、大学が3名となっており、すべての方が月3万円の貸付を希望している状況となっています。 令和3年度における新規貸付者への貸付総額については、月額9万円、年額108万円の見込となっています。 以上で議案第5号の内容説明を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	只今議案第5号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

教育長
(登藤和哉君)

(「なし」の声あり)

それでは、質問がなければ、採決をさせていただきます。
議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

教育長
(登藤和哉君)

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第5号については原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第6号別海町社会教育委員兼ねて別海町公民館運営審議会委員の委嘱について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

生涯学習課主査
(上杉大洋君)

それでは議案21ページ議案第6号別海町社会教育委員兼ねて別海町公民館運営審議会委員の委嘱について説明いたします。

本議案につきましては、別海町社会教育委員設置条例並びに別海町公民館設置及び管理等に関する条例に基づき委嘱している委員が、本年3月31日をもって任期満了になったことから、新たに委嘱するものです。

22ページをお開きください。今回委員として委嘱しようとするのは、議案書に示しておりますとおり15名で、任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間です。

委嘱する委員の基準については、法令においては特段に定めはないところですが、文部科学省省令にて、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委嘱することになっており、本町においては条例において同様の記載をしているところです。

22ページにあります委員名簿について、上段から読み上げさせていただきます。

お一人目、青野芳樹、公民館コンサート実行委員、社会教育関係者、再任、お二人目、河嶋正志、別海地域文化協会会長、社会教育関係者、再任、三人目、尾上千津子、別海町スポーツ協会役員、社会教育関係者、再任、四人目、佐藤富士雄、別海町子ども会育成連絡協議会会長、社会教育関係者、再任、五人目、今西英雄、元別海町中央公民館長、学識経験者、再任、六人目、森野志保、少年団指導員、社会教育関係者、再任、七人目、民部彰良、中西別地区生涯学習推進協議会会長、社会教育関係者、再任、八人目、山口雄司、元別海町小中学校PTA連合会長、家庭教育関係者、再任、九人目、荒 雅樹、中春別小学校長、学校教育関係者、再任、十人目、山口清美、野付漁協女性部役員、

	社会教育関係者、再任、十一人目、村上史子、読み聞かせ及び人形劇サークル所属、元別海中央小学校PTA会長、家庭教育関係者、再任、十二人目、山内千佳、元別海連合町内会女性部長、社会教育関係者、再任、十三人目、富永彰子、絵画等の文化活動に係る社会教育関係者、再任、十四人目、森田悦子、音楽等の文化活動に係る社会教育関係者、再任、十五人目、河原宣孝、別海中央小学校長、学校教育関係者、新任。 以上、再任14名、新任1名の15名となっております。 以上で議案第6号の説明を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	只今議案第6号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	それでは、質問がなければ、採決をさせていただきます。 議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	ありがとうございます。 異議がないようですので、議案第6号については原案のとおり決定することといたします。 次に議案第7号別海町文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。
生涯学習課主幹 (戸田博史君)	それでは議案第7号別海町文化財保護審議会委員の委嘱について説明いたします。 本議案は、別海町文化財保護条例第4条及び別海町文化財保護審議会規則第3条に基づき、委員の委嘱を行うものです。 今回委員として委嘱しようとするのは、議案書24ページに示しておりますとおり7名で、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日となります。この7名のうち、小泉久美子氏を除く6名は、再任となります。 今回新たに委員候補といたしました小泉氏は、昭和25年生まれの70歳、長年本町の保健師として活躍してこられました。退職後は清水節子氏とともに別海町の拓殖産婆、開拓保健婦の歴史を丹念に調査され、平成29年には清水氏との共著、拓殖産婆と開拓保健婦たちの足跡、北海道別海町のお産の歴史を出版されるなど、地域の歴史に対する関心も高く、委員として適任であると考えております。 以上で説明を終わります。
教育長	只今議案第7号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御

(登藤和哉君)	質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
教育長	それでは、質問がなければ、採決をさせていただきます。
(登藤和哉君)	議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
教育長	ありがとうございます。
(登藤和哉君)	異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり決定することといたします。
	続きまして、議案第8号別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。
中央公民館長 (新堀光行君)	それでは議案第8号別海町中央公民館上風連分館活動推進委員会委員の委嘱について説明いたします。
	議案書25ページをお開き願います。
	本議案につきましては、別海町公民館設置及び管理等に関する条例第8条第3項の規定に基づき委嘱している石井修一氏、松田康宣氏、早坂紀恵氏の3名が、本年3月31日をもって退任されたことから、新たに委嘱するものです。
	26ページをお開きください。今回委員として委嘱しようとするのは、議案書に示しておりますとおり3名で、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。
	それでは、委員名簿を朗読いたします。
	笠原譲二氏、森田岳史氏、高桑早苗氏
	以上で、説明を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	只今議案第8号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
教育長	質問がなければ、採決をさせていただきます。
(登藤和哉君)	議案第8号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
教育長	ありがとうございます。
(登藤和哉君)	異議がないようですので、議案第8号について原案のとおり決定することといたします。
	続きまして、議案第9号別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局説明をお願いしま

中央公民館長
(新堀光行君)

す。

議案第9号別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱について説明いたします。

議案書27ページをお開き願います。

本議案につきましては、別海町公民館設置及び管理等に関する条例第8条第3項の規定に基づき委嘱している委員が、本年3月31日をもって、任期満了になったことから、新たに委嘱するものです。

28ページをお開きください。

今回委員として委嘱しようとするのは、議案書に示しておりますとおり7名で、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。

それでは、委員名簿を朗読いたします。

大内照雄氏、佐竹一浩氏、高田嘉秋氏、高橋理津子氏、小野寺幸江氏、千葉勝美氏、北村昭氏の7名全員再任です。

以上で、説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

只今議案第9号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ご質問がなければ、採決をさせていただきます。

議案第9号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第9号について原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第10号別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

西公民館副館長
(木戸口誠君)

議案第10号別海町西公民館上春別分館活動推進委員会委員の委嘱について、内容を説明いたします。

議案29ページをご覧ください。

本件は、西公民館上春別分館活動推進委員会委員として、昨年4月から6名の委員に2年の任期で委嘱しておりますが、そのうちの1人、上春別中学校教頭でありました森島克久氏が令和3年4月1日付けの教職員人事異動に伴い辞職されたことから、その後任である山西達也教頭へ委嘱するものであります。

任期につきましては、残任期間の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。

教育長
(登藤和哉君)

以上で議案第10号の内容説明を終わります。

只今議案第10号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

質問がなければ、採決をさせていただきます。

議案第10号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第10号については原案のとおり決定することといたします。

議案第11号別海町図書館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

図書館長
(堺啓君)

それでは議案第11号別海町図書館協議会委員の委嘱について説明いたします。

議案書30ページをお開きください。

本議案は別海町図書館協議会委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となることから、新たに委員を委嘱するものであります。

委嘱する委員は31ページに記載の方々と、佐藤英敏氏、根本渉氏、打川真由美氏、島崎美智子氏、今井真人氏の5名であります。

うち、根本渉氏のみが新任となっており校長会から推薦をいただいております。他の4名は再任となっております。任期につきましては令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっております。

以上で説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

只今議案第11号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

質問がなければ、採決をさせていただきます。

議案第11号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第11号について原案のとおり決定することといたします。

学校教育課主査
(高津寛人君)

それでは議事の最後になります。報告第1号別海町奨学資金貸付に係る現況報告についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

報告第1号別海町奨学資金貸付に係る現況報告について、内容を説明いたします。

議案書の32ページをお開き願います。

奨学資金貸付者の現況については、令和2年度以前に貸付決定を受けた奨学生のうち、令和3年度の貸付継続者の状況について、先に承認いただきました令和3年度新規貸付者の決定と合わせて報告を行うこととしています。

議案書の33ページをお開きください。

令和3年度の奨学資金貸付継続者ですが、33ページの表の左の番号、1番から14番まで、14名の方について、昨年度に引き続き、継続した貸付を行う予定としています。

継続者14名の在学及び貸付の内訳ですが、14名すべてが大学に在学し、月3万円の貸付を行っています。

本年度の継続者に対する貸付総額は、表の右の貸付金額の項目の一番下の部分になりますが、月額で42万円、年額では504万円の貸付見込となっています。

これに新規貸付者の貸付情報と合わせますと、貸付者総数は17名、月額で51万円、年額では612万円の貸付見込となっています。

以上で、報告第1号の内容説明を終わります

教育長
(登藤和哉君)

只今報告第1号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、報告第1号について了承することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。

報告第1号については原案のとおり了承することといたします。

それでは議事についてはすべて終了でございます。

－【その他】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは、日程第5のその他の方に入ります。

事務局から何かその他ありませんでしょうか。

部次長
(石川 誠君)

資料1枚もので添付されています施設のオープン予定についてご覧ください。天気の方は暖かくなったり寒くなったり不安定ですが、春の施設のオープンが続いていますのでお知らせします。

まず、旧奥行臼駅通所ですが、昨年はコロナ禍のため6月からの遅れてのオープンでしたが、今年度は予定通り5月1日からのオープン予定であります。

続いて社会体育施設、西春別の温水プールは4月1日にオープン済みです。11月28日までのオープン期間となります。

西春別パークゴルフ場は、来週火曜日にカップ入れがあつて、その後、連休前にはオープンとなる予定です。

尾岱沼温水プールは、一カ月ほど遅れて、5月1日オープンで10月24日クローズということになっています。

尾岱沼パークゴルフ場は、先日カップ入れが終了したという報告を受けておりますので、連休前にはオープンできるかと思っています。

中春別、上春別については未定です。

各地区プール、昨年度までは中春別、中西別に加えて西春別、上春別、上風連5地区のプールがありましたが、西春別と上春別については今年度より廃止、上風連の地区プールについては今年度休止ということになっておりますので、中春別と中西別の地区プールのみがオープンということになっております。

スポーツセンター施設です。

町民温水プールは、西春別温水プールと同じ期間で開放となります。

外の施設となります野球場、テニスコート、陸上競技場については、只今転圧している最中ですので、連休前には開放可能と思われます。

全天候型トラック競技場は、表面の雪が無くなり次第使用可能ということで、4月から利用しております。

運動広場、運動広場というのは今説明した全天候のトラック、陸上競技場があるのですけれども、そのフィールド内が運動広場となっておりますが、そこも連休前にはオープンできるかと思ひます。

ファミリー広場も連休前オープンを予定しております。ファミリー広場については、競技場奥のソフトボール場2面の場所をファミリー広場としております。

町営パークゴルフ場については、今月17日にカップ入れが終了しておりますので、ランニングコースと併せて5月1日にオープン予定となっております。

最下段に学校開放施設7校とありますが、備考欄にありますとおり、7校が学校開放施設となっております。昨年はコロナ禍のため、2学期から、9月からの開放でしたが、今年度は今のところ予定通り5月1日から開放できるものと思ひております。

以上で説明を終わります。

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございました。

只今各施設のオープン予定について説明がありましたが、何か御質問等がありましたらお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

その他ありませんか。

指導参事
(吉光寺勝己君)

指導室から情報提供させていただきたいと思います。

G I G Aスクールの推進についてです。これまで本町において一人1台端末ということで、ハード面の整備が推進されてきて、各学校に納められています。

また、アカウントにつきましても、各学校から申請があがってきており、順調に発行が進んでいるところです。

G I G Aスクール元年といわれている中で、教育員会事務局としても各学校で実効性のある取り組みができるようにサポートを進めていこうと考えています。

大きく二つの側面があると考えておりまして、一つはソサエティ5.0ですとか、予測不可能な時代に入っていくといった中で、子どもたちが主体的で対話的で深い学びの中で学ぶ事ができる、そしてまた個別最適な学びが実現できる環境の中で学習が進められる事、そして、先生方の働き方改革も考えていかなければならず、そのことによって児童生徒に寄り添った教育、授業改善が一層進んでいくという側面と、一方、感染症による学びを止めないという側面、いわばセーフティネットとしての役割も期待されているところです。

この二つについては、本来軌を一にするものと考えておりまして、子どもたちがタブレットを使って、これまでの鉛筆や消しゴムと同じような学習ツールとして馴染んで使えるようになった状態で、そして距離を隔ててもそれを使える、家庭でもリモートで使えるというような過程を踏みまして、それが主体的で対話的な深い学びという一番の目標に向かっていくと考えております。

指導室としましては、これから校長会等にも諮りまして、大きく二つのモデルを基に推進していきたいと考えております。

まず一つ目は、現在しばらくの間、別海町では家庭へのタブレットの持ち帰りはひとまずさせないで進めていくということになっております。

これは、コロナ禍になる前からの国の制度設計の関係で、電源ボックスという物へ子どもたちに納めさせて、三年計画で進めていく予定だったものですから、それを一気に教室ごとに動かしてということ

教育長
(登藤和哉君)
教育委員
(大塚保男君)
指導参事
(吉光寺勝己君)

想定していたため、あれを外して子どもたちに持ち帰らせるということが現状できません。

これから予算をとりながら電源ボックスから電源ケーブルを外さなくても、もう一つ予備で家に持って帰る用の電源ケーブルを用意する予定になっています。それが整うまでは子供たちの家庭への持ち帰りはできない状況となっています。

そのような中でも、モデル校を設定しまして、モデル校についてはタブレットを家に持ち帰らせて、在宅でのリモート授業を実験的行って検証していきたいという風に考えています。

そのことによって、町内においても容易にリモートでの授業ができるということ、そして中にはこういった事が苦手な先生方もいらっしゃいますので、そういった先生方にも、こういった検証を通して、意外と簡単にできるものと実感していただいて、推進していただきたいと考えております。これが一つ目です。

もう一つは、本町は小規模の複式校、複式学級が多いですから、リモートを併用して、例えば2校の6年生と一緒にリモートで繋ぐことで単式のような授業が受けられる、一方、A校とB校の5年生が別の先生から単式と同じような授業を受けられるというような形についても、モデル校を設定して実験検証をしていきたいと考えております。

これが実現できれば、先生方もずらしやわたりといった中で、できるだけ効果的にということで一生懸命やってくださっていますが、それが単式と同じ形で授業が受けられる、そういうところに持っていきたいと考えております。

この一人1台端末を有効に活用しながら、子どもたちの主体的、対話的で深い学び、そして個別最適な学びの実現に向けてサポートしていきたいと思っております。

以上、報告でした。

只今GIGAスクールの推進について説明がありましたけれども、何か質問がありましたらお受けしたいと思います。

モデル校を設定して検証していくということでしたが、構想としてはいつ頃からできますか。

近々、事前協議、校長会がありますので、そこでお話をさせていただいて実施校を決定して、準備でき次第早急に実施したいと考えています。

コロナの第四波と言われる状況が起きてきている中で、いつ本町においても臨時休校の措置をとらなければならない状況が来るか分からないという中で、できるだけ早く進めていきたいと考えております。

教育委員 (大塚保男君)	モデル校で端末の持ち帰りを検証するとのことでしたが、本町全体で端末を持ち帰って学習できるようになる時期は、以前の委員会の中で2学期との話があったと思いますが、目途としてはその予定でしょうか。
指導参事 (吉光寺勝己君)	モデル校で検証してからという話と、ハード面の準備とは別の話になりまして、予備の電源ケーブルが措置できるのが概ね2学期くらいからとなっておりますので、それが整えば、各学校の進め方で持ち帰りが可能となります。
教育長 (登藤和哉君)	その他委員の皆様から何かありますか。
教育委員 (大塚保男君)	コロナがなかなか収まりませんが、北海道から各自治体に、コロナ禍での学校の授業に関する指示等がありますか。
指導参事 (吉光寺勝己君)	道からは、リモートの授業を可能にできるようにということで、先般、校長先生方が集まれた時に、一人1台端末の活用について道教委のほうから説明はありました。
教育長 (登藤和哉君)	現状では授業を止めるといった話は出ておりません。 その他ありますか。 ないようですので、以上もちまして本日予定しておりました案件については全て終了でございます。 これをもちまして、第5回教育委員会議を閉会いたします。 皆様大変お疲れ様でございました。

－【閉 会】－